

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

今、全国的に進む急速な少子高齢化に伴う人口減少社会にあって、社会構造は大きく変化しています。人口構造の推移をみると、令和7年(2025年)以降、「高齢者の急増」から「現役世代人口の急減」に局面が変化するとされており、社会活力をいかに維持・向上していくかが重要課題となっています。地域における支え手の不足等も社会的問題となっている一方で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、貧困問題やいじめ、虐待等の顕在化、さらに、青少年や中年層においても、生活不安やストレスが増大し、自殺、家庭内暴力、虐待、引きこもりなど、深刻な問題が増加しています。なかには制度の狭間にあって十分な支援を受けることができない人が増加するなど、さまざまな分野の課題が絡み合って住民が抱える課題は複雑化し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど、複合化しています。

この間、社会的な孤独や孤立が深刻化するなかで、高齢者や若年層、子育て世代など多様な人々が孤立する状況に対応するため、令和5年には「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。この成立には特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による孤独感の増大が社会問題として認識され、孤立による自殺や心身の悪影響を防ぐため、国が包括的な支援体制を整備する必要が高まつたことが背景にあります。

これらは、私たちの地域を取り巻く身近な課題でありながら、従来の社会福祉の分野、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度など、単一の制度では対応するのが難しい課題です。こうした一人ひとりのニーズに対応し、誰もが幸せな生活を実現できるようにするために、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことで、誰もが暮らしやすい「地域共生社会」の実現に向けて、取組を進めていくことが必要です。

宇陀市(以下、市)では、令和2年12月に、市が策定する「地域福祉計画」、および宇陀市社会福祉協議会(以下、市社協)が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定する「宇陀市地域福祉計画および地域福祉活動計画」(以下、第1期計画)を策定し、「オール宇陀で取り組む 面倒見のいい 地域福祉コミュニティ」を目指して、「安心」「笑顔」「つながり」のある地域づくりを重点目標に、地域の福祉の推進を目指してまいりました。

本計画は社会情勢の変化に伴う地域ニーズの変化や、これまでの取組や成果を踏まえながら、住民の自助、地域の互助・共助、行政の公助が連携し、地域が一体となって、さまざまな複雑化・複合化した課題の解決を図り、今後5年間の取組の充実による地域の福祉の推進を目指す基本計画です。

(1) 国の動向

平成12年に施行された「社会福祉法」に基づき、市町村による地域福祉計画の策定(任意)が規定されました。この法律は、地域福祉の推進を目的としており、住民の福祉ニーズに応じたサービス提供を目指すものです。

その後、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年には社会福祉法が一部改正され、市町村の地域福祉計画の策定が努力義務となるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。さらに令和2年の改正により、地域福祉計画の策定における住民参加が一層強調されました。住民参加型の計画策定が推奨され、地域住民が主体的に福祉活動に関わることが促進されています。また、地域包括ケアシステムのさらなる推進が図られ、医療と福祉の連携が強化されています。

■地域福祉に関する近年の国の主な動き

動向		内容
平成27年	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立促進を図ることを目的として施行されました。
平成28年	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、その取組の支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の相談支援体制の整備を実現化するために設置されました。
平成29年	社会福祉法等の一部を改正する法律	福祉サービスの供給体制の整備・充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革の推進や介護人材の確保の推進が示されました。
	地域福祉計画策定ガイドラインの提示	地域福祉計画が福祉分野の上位計画に位置づけられ、市町村において策定が努力義務となり、計画に盛り込むべき事項が示されました。
令和2年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援を図る必要性が示されました。
令和3年	重層的支援体制整備事業の創設	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」および「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を各福祉分野が連携し、一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。
令和5年	孤独・孤立対策推進法成立	国や自治体が協力して対策を推進し、相談窓口の整備や支援体制の強化を図ることを柱とし、孤独や孤立に悩む人々の支援を強化するため孤独・孤立対策推進法が成立しました。

(2) 奈良県の動向

奈良県における近年の動向としては、平成31年には「第3期奈良県域地域福祉計画」が策定され、特に高齢化社会に対応した包括的な支援体制が整備され、住民参加による福祉の充実がさらに推進されました。

最新の「第4期奈良県域地域福祉計画」(令和4年～令和8年)では、包括的な支援体制の整備や多様な福祉の担い手づくりが重要な柱として掲げられています。また、令和4年には「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」が制定され、地域社会における支え合い活動の推進が強調されています。これにより、住民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、県、市町村、関係機関が連携し、地域福祉の推進が進められています。

■地域福祉に関する近年の県の主な動き

動向		内容
平成31年	第3期奈良県域地域福祉計画	住民参加型の地域福祉推進を重点に、高齢者や障がい者を含む地域全体での支援体制の整備が進められました。特に、地域社会のつながりを強化し、住民が安心して生活できる環境づくりを目指した施策が展開されました。
令和4年	第4期奈良県域地域福祉計画	地域全体での支え合いを強化し、多様な福祉の担い手づくりを推進しています。特に、高齢化社会に対応した包括的な支援体制の充実が図られ、地域住民が安全で安心して暮らせる環境づくりが目指されています。また、地域社会のつながりを深めるための取り組みも重視されています。
	奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例	地域住民同士や社会とのつながりを強化し、支え合いの仕組みを促進することを目的に制定されました。福祉サービスの担い手の多様化を進め、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、県や市町村、関係機関が協力して包括的な支援体制を整備することを規定しています。

第4期奈良県域地域福祉支援計画

〈県の施策の柱〉

- 1 包括的な支援体制の整備
- 2 「支え合い」活動の推進
- 3 多様な福祉の担い手づくり
- 4 地域福祉を推進する環境の整備

2. 地域福祉とは

私たちは地域に暮らし、子ども、若者、子育て世代、そして高齢世代に至る人生100年を見据えたライフステージを送るなかで、個人の力では解決できないさまざまな生活課題や悩みを経験します。こうした課題の解決のため、住民一人ひとりが豊かな生活を送るために努める「自助」、それを支える住民の支え合い、助け合いによる「互助」「共助」、公共福祉サービスを行う「公助」によって、住民と地域の協働による地域福祉コミュニティの形成を目指すことが地域福祉の推進の目的です。

社会福祉法より抜粋
(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、
参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3. 地域福祉計画および地域福祉活動計画について

(1) 法的な位置づけ

本計画は、市の第2次総合計画の理念を踏まえ、市が策定する「地域福祉計画」、市社協が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものであり、地域福祉推進のための基本計画として位置づけます。

【地域福祉計画】

市が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条により規定され、住民、事業者などの参画のもと、地域福祉の推進に関する次の事項を一体的に盛り込みます。

社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

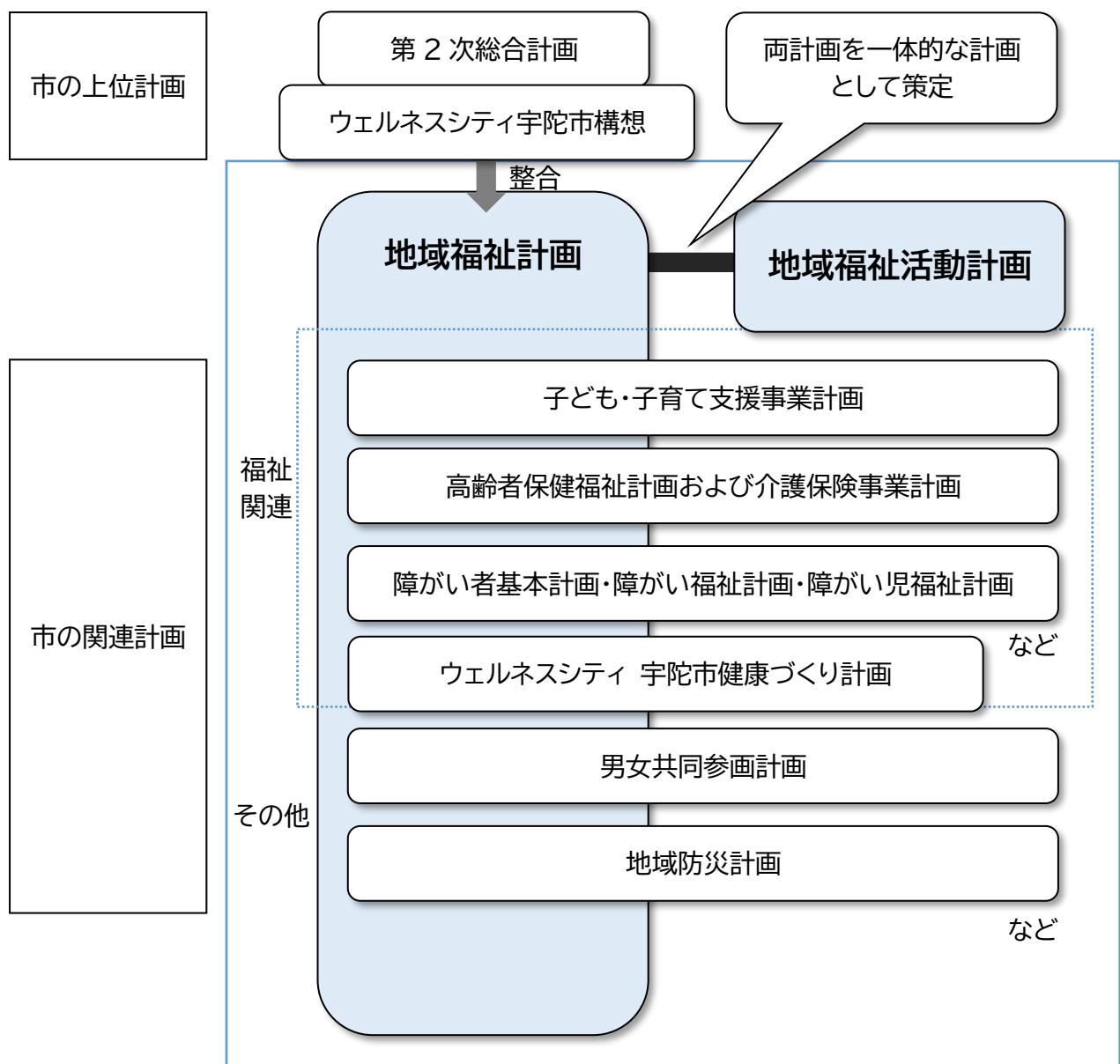
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【地域福祉活動計画】

市社協は、社会福祉法第109条に基づいて、地域福祉を推進することを目的とする団体と位置づけられています。市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、市や住民と協働しながら地域福祉の推進に寄与するための計画であり、幅広い地域福祉関係者の参加と協働による民間の立場から示す計画です。

(2) 関連計画との整合

宇陀市地域福祉計画および地域福祉活動計画は、第2次宇陀市総合計画を上位計画とし、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康づくり計画、男女共同参画計画、地域防災計画などの関連計画との整合性を図るものとします。



(3) 計画の期間

令和7年度を初年度として、令和11年度までの5か年計画とします。

なお、市および市社協を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて部分的変更や見直し改訂などを行うこととします。

年度 計画	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域福祉計画 地域福祉活動計画										
第1期計画										第2期計画



「宇陀市こども食堂」事業紹介

地域福祉コラム



登録団体 (R5 実績)



No.	こども食堂名称	運営団体名称	主な活動エリア	実施回数	参加こども数
1	ときわぎキッチン	天理教常盤木分教会	宇陀市大宇陀	16回	1,338人
2	山の子キッチン	部落解放同盟岩崎支部	宇陀市菟田野	10回	503人
3	榛原スマイルこども食堂	榛原スマイル子ども食堂	宇陀市榛原	10回	1,074人
4	アットホームYAMATO	NPO法人 大和の心を育む会	宇陀市大宇陀	8回	560人
5	宝ん家(たからんち)	特定非営利活動法人 うだ夢創の里	宇陀市室生	18回	629人
6	みんなの居場所・雲の上食堂	みんなの居場所・雲の上食堂	宇陀市榛原	36回	605人
7	天満台こども食堂「こひつじ」	金子 純也	宇陀市榛原	11回	108人
				109回	4,817人



新たな仲間が増えました (R6～スタート)

8	こども食堂6年3組 (R6～開始)	峯畠 茂子	※R6実績	宇陀市菟田野	2回	6人
---	-------------------	-------	-------	--------	----	----



やりがい

数年間、毎月取り組み続けてきたことで、人と人の繋がりはもちろんのこと、お互いに信頼関係を築けているようになったと思います。特に、子育てに悩む保護者の相談に乗ることもあり、こども食堂が子どもだけでなく、子どもを持つ家庭にとっても心のより所になっているように感じます。子どもを真ん中にみんなで助け合いの輪を広げていくこと自体にやりがいを感じています。

